

## ○北見市住民投票条例施行規則

(平成 27 年 11 月 20 日規則第 66 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市住民投票条例(平成 27 年北見市条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(実施請求書等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する住民投票実施請求書は、別記様式第 1 号に準じて作成した書面によるものとする。

2 住民投票実施請求書に記載する住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000 字以内で記載しなければならない。

3 条例第 6 条第 1 項に規定する代表者証明書の交付の申請様式は、別記様式第 2 号に準じて作成した書面によるものとする。

4 条例第 6 条第 5 項に規定する代表者証明書は、別記様式第 3 号によるものとする。

(署名簿及び署名等)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する住民投票実施請求署名簿は、別記様式第 4 号に準じて作成した書面によるものとする。

2 前項の署名簿への署名等は、次のいずれか又はこれらを組み合わせて行い、かつ、判読し得るものでなければならない。

(1) 漢字

(2) ひらがな

(3) カタカナ

(4) アラビア数字

(5) ローマ字

(6) その他市長が認める数字及び記号

3 前項の規定にかかわらず、盲人は、点字(公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)別表第 1 に定める点字をいう。以下同じ。)により署名等を行うことができる。

4 心身の故障その他の理由により署名等を行うことができないときは、他の者(以下「代筆者」という。)に委任して、署名簿に署名等を記載させることができる。

5 前項の規定により代筆者が署名等を記載する場合においては、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名等を行わなければならない。

(署名収集の方法等)

第 5 条 請求代表者は、条例第 7 条第 1 項に規定する署名等を求めることを署名審査名簿に登録されている者に委任することができる。この場合において、委任を受けた者は、

住民投票実施請求書又はその写し並びに代表者証明書又はその写し並びに請求代表者から交付された住民投票実施請求署名収集委任状(別記様式第5号に準じて作成した書面)を付した署名簿を用いなければならない。

- 2 請求代表者は、前項の規定により委任をしたときは、直ちに住民投票実施請求署名収集委任届(別記様式第6号に準じて作成した書面)により市長に届け出なければならない。(署名審査名簿の調製)

第6条 条例第9条第1項の規定により調製する署名審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載するものとする。

- 2 署名審査名簿は、第16条に規定する投票区ごとに調製するものとする。
- 3 署名審査名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。
- 4 前項の規定により署名審査名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準については、公職選挙法施行令第10条の規定を準用する。
- 5 市長は、署名審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

(署名審査名簿の修正等)

第7条 市長は、署名審査名簿に登録されている者の記載内容(第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する署名審査名簿にあつては、記録内容。以下この条において同じ。)に変更又は誤りがあることを知ったときは、速やかにその当該記載内容の修正又は訂正をするものとする。

(署名審査名簿の抄本の閲覧等)

第8条 市長は、条例第9条第2項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

- 2 条例第9条第2項の規定による申出は、署名審査名簿閲覧申出書(別記様式第7号に準じて作成した書面)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 市長は、署名審査名簿の抄本の閲覧に関し、次のいずれかに該当するときは、当該閲覧を拒むことができる。
  - (1) 閲覧により知り得た事項を不当な目的に利用されるおそれがあるとき。
  - (2) その他閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるとき。

- 4 条例第9条第2項の規定による閲覧及び同条第3項の規定による異議の申出は、北見市の休日を定める条例(平成18年北見市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日においてもすることができる。

(署名簿の審査)

第9条 市長は、署名簿の署名等の有効又は無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る2以上の有効署名等があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

- 2 市長は、住民投票実施請求署名審査録(別記様式第8号)を作成し、署名等の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名等についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載しなければならない。

(署名簿の縦覧等)

第10条 市長は、条例第10条第3項の規定により署名簿を縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

- 2 第8条第4項の規定は、条例第10条第3項の規定による縦覧及び同条第4項の規定による異議の申出について準用する。

(署名簿証明書の交付)

第11条 市長は、条例第10条第6項の規定により署名簿を代表者に返付するときは、署名簿の末尾に署名者の総数並びに有効署名等及び無効署名等の総数を記載しなければならない。

- 2 条例第10条第7項に規定する住民投票実施請求署名簿証明書は、別記様式第9号によるものとする。

(住民投票実施の請求等)

第12条 条例第4条第1項の規定による請求は、返付を受けた署名簿の署名等の効力の決定に関し請求代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に住民投票実施請求署名簿証明書及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、同項の署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しないとき又は同項に規定する期間を経過しているときは、同項の規定による請求を却下するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による請求があった場合において、その請求が条例及びこの規則に規定する要件を欠いているときは、3日以内の期限を付けて同項の規定による請求を補正させるものとする。この場合において、請求代表者がその定められた期限までに補正をしないときは、同項の規定による請求を却下するものとする。この場合において、請求代表者がその定められた期限までに補正をしないときは、同項の規定による請求を却下するものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第13条 市長は、条例第12条第2項に規定する告示の日の前日現在(年齢については、同条第1項に規定する投票日現在)における投票資格者を条例第14条第1項に規定する投票資格者名簿に登録しなければならない。

- 2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載するものとする。

- 3 第6条第2項から第5項の規定は、投票資格者名簿の調製について準用する。

(投票資格者名簿の修正等)

第14条 第7条の規定は、投票資格者名簿の修正等について準用する。

(投票資格者名簿の抄本の閲覧等)

第15条 市長は、条例第14条第2項の規定により準用する条例第9条第2項の規定により投票資格者名簿の抄本の閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 前項の申出は、投票資格者名簿閲覧申出書(別記様式第10号)を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、投票資格者名簿の抄本の閲覧及び異議の申出について準用する。

(投票区)

第16条 住民投票の投票区は、北見市公職選挙法等執行規程(平成18年選挙管理委員会告示第5号)別表第1に規定する投票区とする。

(投票所等)

第17条 条例第13条に規定する投票所は、投票区ごとに市長の指定する場所に設ける。

2 期日前投票所は、市長の指定する場所に設ける。

(投票所等の開閉時間)

第18条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 期日前投票所は、市長の指定する時間に開き、閉じる。

(投票管理者)

第19条 住民投票の投票に関する事務を行わせるため、投票所及び期日前投票所ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、投票資格者名簿に登録されている者の中から市長の選任した者をもって充てる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第20条 市長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ選任しなければならない。

2 市長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けたときは、直ちに投票資格者名簿に登録されている者の中から臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名の告示)

第21条 市長は、第19条第2項及び前条第1項の規定により投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任したときは、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(投票立会人)

第22条 市長は、投票所にあつては、各投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 市長は、期日前投票所にあつては、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、告示日までに、本人に通知しなければならない。

3 市長は、投票立会人を選任したときは、直ちにその者の住所及び氏名を当該投票立会人の立ち会う投票所及び期日前投票所の投票管理者に通知しなければならない。

4 投票立会人で参会する者が投票所若しくは期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所にあつてはその投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票用紙の交付)

第23条 投票用紙(別記様式第11号)は、投票日にあつては投票所において、期日前投票の日にあつては期日前投票所において投票人に交付するものとする。

(代理投票)

第24条 条例第16条第5項の代理投票をしようとする投票人は、投票管理者に申請しなければならない。

2 前項の投票人が代理投票をすることができる者であるときは、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する投票の記載をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(点字投票)

第25条 盲人は、点字による投票(以下この条において「点字投票」という。)をしようとするときは、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。

2 前項の規定による申立てがあつたときは、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙(別記様式第12号)を交付しなければならない。

3 点字投票を行う投票人は、前項の投票用紙の選択肢から一つを選択し点字により自書しなければならない。

4 次のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 一つの選択肢のほか、他事を記載したもの
- (3) 選択肢のいずれも記載したもの
- (4) 選択肢のいずれかを記載したのか判読し難いもの
- (5) 白紙投票

(期日前投票)

第26条 条例第17条の規定による期日前投票は、投票日に公職選挙法第48条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、条例第12条第2項に規定する告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わなければならない。

- 2 投票人は、前項の規定による投票をしようとするときは、投票日に自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書(別記様式第13号)を提出しなければならない。

(不在者投票)

第27条 条例第17条の規定による不在者投票は、前条第1項に規定する投票人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒(別記様式第14号)に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、不在者投票の宣誓書について準用する。

(不在者投票管理者)

第28条 不在者投票管理者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市長の選任した者
- (2) 公職選挙法施行令第55条第2項に規定する者(不在者投票の実施を希望する旨の申出をした本市の区域内に所在する病院等の長に限る。)

(郵便等による不在者投票)

第29条 第27条の規定によるほか、次のいずれかに該当する者(同条の規定により不在者投票ができる者を除く。以下「滞在者等」という。)は、その現存する場所において投票用紙に投票の記載をし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付する方法により行わせることができる者とする。

- (1) 公職選挙法第49条第2項に規定により投票することができる者
- (2) 本市の区域内に所在する病院等に入院している者
- (3) 本市の区域外に滞在している者

- 2 滞在者等が不在者投票をしようとするときは、投票日の4日前までに、市長に対して、郵送等による不在者投票宣誓書兼請求書(別記様式第15号に準じて作成した書面)により投票用紙等の交付を請求することができる。

(投票録の作成)

第30条 投票管理者は、住民投票投票所投票録(別記様式第16号。以下「投票所投票録」という。)を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、住民投票期日前投票所投票録(別記様式第16号に準ずる。以下「期日前投票所投票録」という。)を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第31条 投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く。)は、1人の投票立会人とともに、投票日に、投票箱、投票箱を封印した鍵、投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

- 2 期日前投票所の投票管理者は、投票箱、投票箱を封印した鍵、期日前投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を市長に送致しなければならない。
- 3 市長は、投票日に、前項の規定により送致を受けた投票箱、投票箱を封印した鍵、期日前投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

(開票管理者)

第32条 住民投票の開票に関する事務を行わせるため、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、投票資格者名簿に登録されている者の中から市長が選任する。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第33条 市長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けたときは、その職務を代理すべき者を、投票資格者名簿に登録されている者の中からあらかじめ選任しておかななければならない。

- 2 市長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けたときは、直ちに投票資格者名簿に登録されている者の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を指定しなければならない。

(開票立会人)

第34条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

- 2 市長は、開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。
- 3 市長は、開票立会人を選任したときは、直ちにその者の住所及び氏名を開票管理者に通知しなければならない。
- 4 開票管理者は、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。
- 5 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。  
(投票者数の算出等)

第 35 条 開票管理者は、市長から期日前投票所投票録その他必要な書類等の送致を受け、及び投票区の投票管理者から投票所投票録その他必要な書類等の送致を受けたときは、開票立会人の立会いの上、直ちに当該書類等を点検し、投票資格者の総数及び投票した者の総数を算出しなければならない。

- 2 前項の規定により投票資格者の総数及び投票した者の総数を算出したときは、開票管理者は、直ちにその数を市長に報告しなければならない。  
(住民投票の成立又は不成立の決定)

第 36 条 市長は、前条第 2 項の規定により報告を受けたときは、条例第 22 条の規定による当該住民投票の成立又は不成立の決定をするものとする。

- 2 開票管理者は、前項の規定により住民投票が不成立となったときは、第 31 条の規定により送致を受けたものについて、送致を受けた状態のまま市長に送致しなければならない。  
(開票録の作成)

第 37 条 開票管理者は、住民投票が成立したときは、住民投票開票録(別記様式第 17 号)を作成し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(開票の参観)

第 38 条 投票資格者は、開票の参観を求めることができる。

(補則)

第 39 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

第1号様式

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

第2号様式

[別紙参照]

様式第3号(第3条関係)

第3号様式

[別紙参照]

様式第4号(第4条関係)

第4号様式

[別紙参照]

様式第5号(第5条関係)

第5号様式

[別紙参照]

様式第6号(第5条関係)

第6号様式

[別紙参照]

様式第7号(第8条関係)

第7号様式

[別紙参照]

様式第8号(第9条関係)

第8号様式

[別紙参照]

様式第9号(第11条関係)

第9号様式

[別紙参照]

様式第10号(第15条関係)

第10号様式

[別紙参照]

様式第11号(第23条関係)

第11号様式

[別紙参照]

様式第12号(第25条関係)

第12号様式

[別紙参照]

様式第13号(第26条関係)

第13号様式

[別紙参照]

様式第14号(第27条関係)

第14号様式

[別紙参照]

様式第15号(第29条関係)

第15号様式

[別紙参照]

様式第16号(第30条関係)

第16号様式

[別紙参照]

様式第17号(第37条関係)

第 17 号様式  
[別紙参照]